

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1017010	農村地域工業等導入促進法に定める農村地域要件の合併特例措置の創設	合併前の自治体が農村地域工業等導入促進法及び同法施行令に定める農村地域要件を満たし、かつ合併後の新市の人口が20万未満であるため、次回の国勢調査結果が確定するまでの間、合併後も引き続き「農村地域」とみなし、同法の適用を受けられるよう経過措置を講じる。	<p>●状況／新「都城市」は1市4町が新設合併して平成18年に誕生した。当市の農業産出額は全国第2位。とりわけ、肉用牛・豚・鶏の産出額は全国第1位という畜産の盛んな典型的な農業地域であり、日本有数の食料供給基地である。しかしながら、合併後も農業従事者の高齢化、後継者不足が進むとともに、新規学卒者等の若年層の流出などにより年間1000人を超える人口減少に直面し、17万人を割り込む状況となっている。</p> <p>●経緯／山間地域である旧4町からの利便性が高く、かつ新市の地理的な中心地に工業等導入地区を新たに設定し、新市の重要施策として企業誘致を推進しようとしたところ、人口20万に満たない農村地域でありながら、合併により、農村地域要件である製造業等就業者割合がわずかに超えたために同法令を活用できないこととなった。</p> <p>●提案／合併していなければ、旧市町のすべての区域が法令に定める要件を満たし、現在も同法を活用した工業団地整備を推進できる。明らかに合併に伴う負の部分であり、合併前のすべての自治体が農村地域要件を満たし、かつ新市の人口が20万未満である場合は引き続き同法の適用を受けられる特例措置を提案する。なお、平成18年の合併時点では17年国勢調査結果は未公表であり、合併の際は農工法の適用を受けられなくなることは想定外であったし、財政力の指標である人口要件も満たしており「比較的優位にある地域(11次提案に対する回答)」にも該当しない。</p> <p>また、あくまでも合併後に行われる国勢調査結果の公表までの間の経過措置を要望するものであり、それ以後は、現行政令の農村地域要件により判断すれば足りると考える。</p>	都城市	宮崎県	農林水産省	
1025010	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化(低炭素社会に向けたプラスチック・リサイクル特区)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。	<p>実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 (再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p>提案理由: 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。 リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。 CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。</p> <p>代替措置: 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p>	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1038010	保安林の間伐における指定施業要件の変更手続きの緩和	豊田市森づくり条例に基づき設立した地域組織において、森づくり団地計画を策定し、市から認定された区域(民有林)及び市有林の間伐については、保安林の指定施業要件の間伐率が20%であっても、変更手続きをすることなく平成13年の規制緩和後の間伐率35%での間伐を可能とする。	<p>本市の認定する森づくり団地では、人工林の状況、立地及び森林所有者の意思により、針広混交誘導林や林業経営林など、市の示した森林区分を選択する。特に針広混交誘導林では、下層植生の発育を促し、森林の持つ公益的機能をさらに発揮させるために40%程度の強度間伐を積極的に実施している。団地化のメリットは、一定の区域を効率的、計画的に間伐を実施できることであるが、団地内に保安林がある場合に、指定施業要件の間伐率20%が煩雑さを生み、保安林外森林との一体的な整備に支障をきたしている。本市における保安林は森林面積の約3割を占め、その9割以上が平成13年の規制緩和前の指定施業要件となっている。県により施業要件の変更手続きが順次行われているが、その進捗は遅く、完了までに10年以上かかるとの見通しであると聞いている。間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、本市においても自ら条例等を制定し森づくりを推進するものの、この制度が課題の一つとなっている。そのため変更手続きの緩和について提案する。</p> <p>なお過去の同様の提案の中で、過度の伐採や私権への制限に対する変更内容の透明性について指摘されているが、本市の場合は、市と地域と森林組合が一体となって進め、地域の実情に合った施業及び森林所有者と直接協議をすることで課題に対しても充分に対応可能である。多くが成熟期を迎えた人工林において間伐率20%の制限は健全な人工林整備の弊害であるため、規制緩和により効率的な森林整備を進めたい。</p>	豊田市森づくり特区	豊田市	愛知県	農林水産省
1038020	保安林の間伐における指定施業要件の示す間伐率の引き上げ	豊田市森づくり条例に基づき設立した地域組織において、森づくり団地計画を策定し、市から認定された区域(民有林)で、且つ、豊田市の定める針広混交誘導林に区分した区域においては、保安林の指定施業要件の示す間伐率に関わらず、最大40%の間伐率での間伐を可能とする。	<p>本市の定める「針広混交誘導林」は、将来的にも採算が見込めない人工林又は環境保全上の観点から自然回復した樹種を加えた針広混交林へ誘導が望ましい人工林を対象としており、40%程度の強度間伐により下層植生の発育を促し、森林の持つ公益的機能をさらに発揮させることを目的としている。また、本市の間伐推進事業では、森林所有者が針広混交誘導林を選択した場合に、森林の機能回復を目的とした公共的観点から、国県間伐補助に市単独の上乗せ補助をして森林所有者の実質負担額を無しにする一方、間伐実施に際しては間伐率40%以上の間伐を条件とする事業を実施している。</p> <p>しかしながら、針広混交誘導林に区分した区域内に保安林がある場合、保安林外森林との間伐率の差があることで実務的に非効率となっている。</p> <p>国の方針でも明らかに必要性が示されている針広混交林化には、強度間伐が必須であるが、現制度で保安林が一律の低い間伐率で制限されていることは現状に即しているとは言い難い。強度間伐の目的も森林の公益的機能を高めることであり、保安林の目的と同一であると考えられる。</p> <p>地域の実情や森林の状況、立地など踏まえた本市の森づくり方針より、地域スタンダード的な間伐推進が可能となるよう、間伐率の引き上げを提案する。</p>	豊田市森づくり特区	豊田市	愛知県	農林水産省

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1038040	保安林内で行う、林業用搬出路開設に伴う手続きの緩和	豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出路については、保安林内の手続きを、現行の森林法第34条第2項の許可から、森林法第34条の3と同様の扱いとする。	<p>間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。</p> <p>本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として区分し、団地化により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1.5m以下で開設可能な森林を対象に、環境面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐採と小規模な土工で開設し、木材生産のために使用するクローラー式林業機械専用の簡易的な路(敷砂利や構造物なし)である。現在、保安林内の搬出路については、林道等と同様に森林法第34条第2項により、伐採及び土地の形質の変更の申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくもので、低コスト林業を推進する立場から言えば、搬出路の開設も含めて一連の間伐作業と捉えている。また、詳細な設計図面を持たないこともあり、実質的に申請内容が軽易であるため、かえって許認可事務に掛かる時間と手間が負担となっている。このため、市条例等に基づく搬出路の開設においては、間伐届と同様の届出行為とし、その方法は、間伐届に搬出路の線形等を付記することで認知されたい。このことで事業展開をスムーズにし、森づくり推進していく上で実施のしやすい環境を整えたい。</p>	豊田市森づくり特区	豊田市	愛知県	農林水産省
1049010	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための地域限定での大学獣医学部の設置許可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失している状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。</p> <p>また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。</p>		愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1058010	特定法人貸付事業により酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	特定法人貸付事業により生産される酒造好適米につき参入企業が清酒を生産する場合に限り、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律〔平成6年法律113号〕第2条第2項に基づく生産調整の取組(生産目標の外数)として取り扱う。	<p>農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなかで、機械化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっており、当地域は、特定法人貸付事業による参入企業及び一部の農家が酒造好適米を栽培しておりますが、生産調整の強化により参入企業及び農家の収益が悪化し地方経済の衰退が起きています。併せて、生産目標数量は一定であるため耕作放棄地を解消した場合、地域内の農家全ての配分数量が減ることになり新たな担い手である特定法人貸付事業への不信感が生じています。</p> <p>このような問題を解決するための手段として、参入企業が栽培した酒造好適米を自ら使用する場合に酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産の維持及び耕作放棄地の解消、地産地消、企業参入への理解、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。参入企業が自ら消費することの出来る地域は全国的にみましても例がなく数量的にも影響が少ないと思われるので、酒造好適米を生産調整(生産目標の外数)の取組みとして取り扱っていただきたいです。</p>		設楽町	愛知県	農林水産省
1060030	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	<p>農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。</p> <p>三次市のような中山間地域の中でも、土地条件の良好な地域では、生産法人化・担い手による農地集積が困難ながらも進みますが、地域の中でも山間部などの耕作不利地は集積も困難で荒廃も進んでいます。</p> <p>三次市では、平成19年度「頑張るみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、この間独自に、新規就農者の研修・生活支援の事業や、耕作放棄地の復旧支援の事業も実施し地域と農業を守る取り組みを進めています。</p> <p>一方で都市住民からは、都市から比較的近距离で、土地単価も安く、医療・介護機関の充実している三次市を「程よい田舎」として居住地の選択肢に挙げ、併せて農業従事も希望されるケースが増えています。作付を希望される対象も花卉、果樹、香草、雑穀と多岐にわたり、安全で安心な農作物、無農薬や有機栽培への関心も低くありません。このような多彩な夢や希望に沿った農業は、零細で非効率なものかもしれませんが、生産法人等でのスケールメリットを生かす農業では守れない農地を守っていくためには必要な手法と考えます。</p> <p>また、貸借によらず、農地を購入し、その地に根付いて生活し、地域コミュニティーを担って欲しいと考えます。そのため、新規就農者について一定の要件を満たす地域においては、土地取得下限面積要件の廃止を提案します。</p>		三次市	広島県	農林水産省

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1064010	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業の要件緩和	今は容器代や送料といったカブトムシの配布に要した経費については認められているが、カブトムシの飼育から発送等に係る多額の人件費を認めて欲しい。	今年から新しい学習指導要項では小学校3年生理科で身近な昆虫の教材が決まり、平成23年度から実施されることに決まった。カブトムシの小さな背中に「命の尊さを学んで欲しい。未来の地球のために自然環境を守って欲しい。」との願いをこめている。各地の学校から届く子供たちの便りの中に感謝、お礼の言葉だけでなく「虫の体のつくり」(3年理科)の学習の様子や虫たちの食べ物から発展した「環境学習」(総合の時間)の報告等がたくさん寄せられ、大変うれしく思っている。カブトムシの飼育を通じた心の耕しが「自然循環型農法と食の安全を確保する農業の在り方」の実現につながるのではと期待がふくらむものとする。今後とも、子供たちに夢を与え命を見つめる感動や大切さを伝えるためにカブトムシを贈り続けたいと考えているが、飼料高騰による酪農の経営難及び家庭の事情による労働力不足に伴う経済的負担の増大により、31年間継続しているカブトムシの無償配布が来年度からは困難になるおそれがあるため。		個人	福岡県	農林水産省
1068030	一般民間企業による農業生産法人への出資比率の引上げ	農業生産法人へ一般民間企業が参加する場合の議決権について、「農業生産法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける(行う)者」として10分の1以下とされているところ、これを2分の1まで引き上げることができることを求める。	現行制度においては、一般民間企業は農業生産法人に参加して農業に関与することが可能であるが、当該法人における議決権の上限が10分の1とされているため、実質的な経営に関与するのみならず、参入そのものが困難となっており、効率的な経営、生産、流通等による事業規模の拡大、収益性の向上等を行うことができない。現在、我が国においては、農地の集約化等を通じた農業の事業としての大規模化も活用した、生産性及び生産量の向上を通じた自給率の向上を図ることとされており、かかる制度はその足かせとなっているものであると考えられる。そもそも、大規模な農地を保有し、大規模な農業生産を行おうとしている農業生産法人について、その議決権の過半数を個人農家が有するというのは、その目指す方向性にかんがみて、明らかに無理があり、今後制度と実態の乖離は大きなものとなることが懸念される。そこで本提案を行うものであり、これにより、一般民間企業の農業への参入の促進による新たな担い手の確保並びに農業及び農業生産地域の振興を通じた我が国自給率の向上に資することができるのみならず、食料の安定供給の確保により、国民の安心の実現につながるものと考えられる。		(株)三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省

10 農林水産省(特区14次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
1071080	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。		兵庫県	兵庫県	農林水産省